

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	2

規 則

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（昭和44年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき、」を「基づき、条例の施行に関し」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「使用許可」を「使用の許可」に改める。

第4条の見出し中「練習車」を「運転練習をする自動車」に改め、同条中「において運転練習に使用する自動車は、」を「を使用して運転練習をする自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第7項の規定により」に改め、「（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第6項の規定に基づき指定した自動車をいう。）」を削る。

第5条を次のように改める。

（使用料の還付額）

第5条 条例第4条ただし書の規定に基づき使用料を還付するときの当該還付する額は、運転練習をする自動車1台につき、使用することができなかった時間10分当たり290円に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗

じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を290円に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、使用することができなかった時間（当該時間が10分未満であるとき又は当該時間に10分未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を切り捨てて計算する。）に乗じて計算した額とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条、第3条関係）

No. _____	No. _____
高知県収入証紙貼り付け箇所	
<input type="radio"/> 自動車運転免許試験場使用許可申請書	自動車運転免許試験場使用券
(日付印を押す。)	
(割印)	
使用時間 分	使用時間 分
年 月 日	年 月 日
<input type="radio"/> 高知県知事 様	高知県知事
申請者 住所	
氏名	

- 備考 1 この申請書及び使用券の色は、白色（使用時間10分間用）、黄色（使用時間20分間用）及び赤色（使用時間30分間用）に区分する。
- 2 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
- 3 点線は、切り取り線とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公営企業局管理規程

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月25日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第2号

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程（平成12年高知県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「条例別表」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表」に改め、同条の表中「286円」を「281円」に、「381円」を「372円」に、「477円」を「463円」に、「572円」を「556円」に、「191円」を「190円」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第2号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項及び第5項並びに第9条中「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。